

## 南牧村の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の人件費率
元年度	人 3,113	千円 3,605,115	千円 497,706	千円 424,972	% 11.8	% 12.5

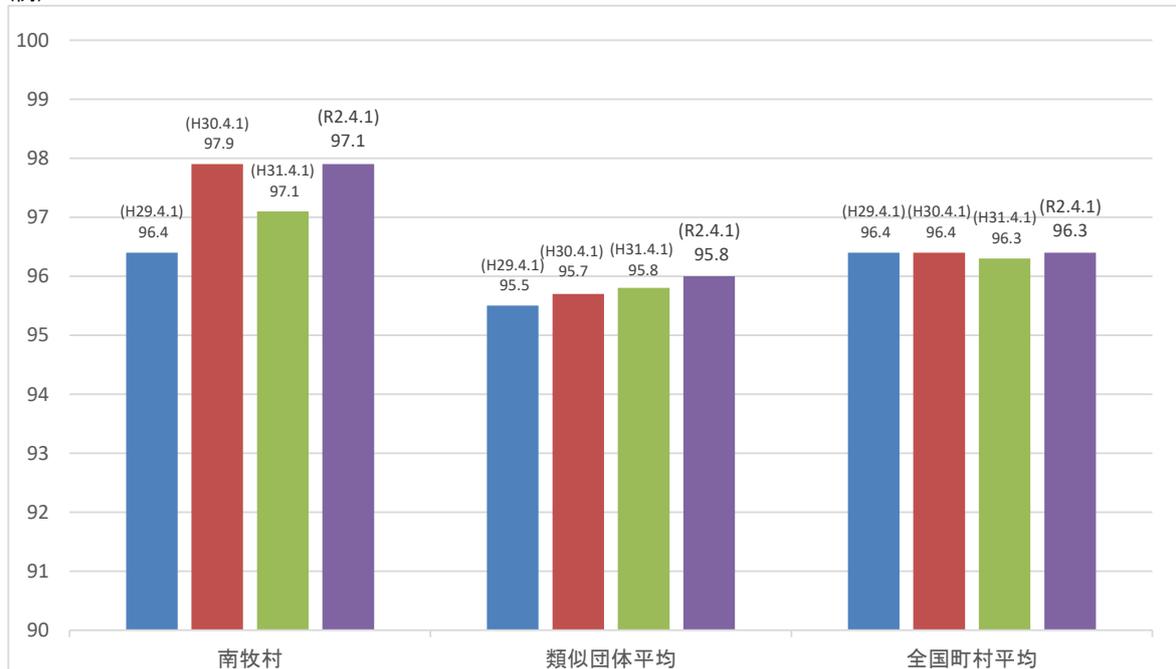
#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)町村類型平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
元年度	人 54	千円 162,087	千円 24,037	千円 65,495	千円 242,678	千円 4,494	千円 5,482

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、2年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費には、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況

(例)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 ※ 令和2年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

#### (4) 給与改定の状況

南牧村には人事委員会が設置されていないため、人事委員会による勧告はありません。給与改定率・特別給の年間支給月数は国に準じて改定を行っております。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ① 給料表の見直し

[ 実施  未実施  ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

月例給の改定なし

(理由) 民間給与との較差(△0.04%)が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、人事院勧告に倣い月例給の改定は未実施とした。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和2年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
南牧村	43.7 歳	324,167 円	351,140 円	- 円
長野県	45.3 歳	335,200 円	401,899 円	369,153 円
国	43.2 歳	327,564 円	-	408,868 円
類似団体	40.6 歳	294,413 円	334,436 円	323,405 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況（2年4月1日現在）

区分		南牧村	長野県	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	192,600 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	158,100 円	150,600 円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（2年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	272,566 円	353,833 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	380,166 円

当該階層職員が3人以下となる場合は「-」で表示してあります。

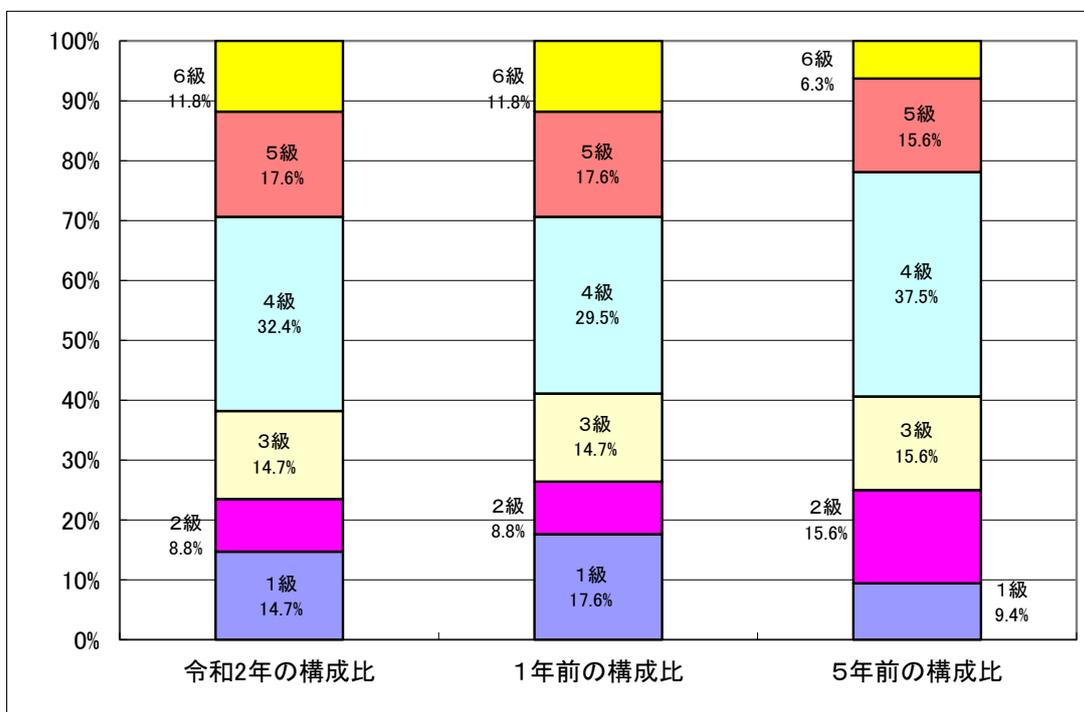
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況及び給料表（2年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号俸の給料月額
1 級	主事の職務	6 人	14.7 %	146,100 円	247,600 円
2 級	主任の職務	3 人	8.8 %	195,500 円	304,200 円
3 級	主査・係長の職務	5 人	14.7 %	231,500 円	350,000 円
4 級	主幹・課長補佐の職務	10 人	32.4 %	264,200 円	381,000 円
5 級	課長の職務	6 人	17.6 %	289,700 円	393,000 円
6 級	村長が定める総括課長	4 人	11.8 %	319,200 円	410,200 円

(注) 1 南牧村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への人事評価の活用状況(南牧村)

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
□ 人事評価を活用していない		○		○
活用予定時期		-		-

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

南 牧 村	長 野 県	国
1人当たり平均支給額(元年度) 1,478 千円	1人当たり平均支給額(元年度) 1,736 千円	—
(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 ( 1.45 )月分( 0.90 )月分	(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 ( 1.45 )月分( 0.90 )月分	(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 ( 1.45 )月分( 0.90 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(南牧村)

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
□ 人事評価を活用していない		○		○
活用予定時期		-		-

(2) 退職手当(2年4月1日現在)

南 牧 村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.670 月分	24.58688 月分	勤続20年	19.670 月分	24.58688 月分
勤続25年	28.040 月分	33.2708 月分	勤続25年	28.040 月分	33.2708 月分
勤続35年	39.758 月分	47.71 月分	勤続35年	39.758 月分	47.71 月分
最高限度額	47.71 月分	47.71 月分	最高限度額	47.71 月分	47.71 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		
1人当たり平均支給額 *** 千円					

※令和元年度に退職した職員に支給された平均額。

(3) 地域手当 (2年4月1日現在)

南牧村では、支給されていません。

(4) 特殊勤務手当 (2年4月1日現在)

南牧村では、支給されていません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (元年度決算)	6,990	千円
職員1人当たり平均支給年額 (元年度決算)	152	千円
支給実績 (30年度決算)	5,265	千円
職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)	120	千円

(6) その他の手当（2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (元年度決算)
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・配偶者以外 6,500円 ・子 10,000円 ・特定加算 5,000円	同		4,481 千円	248,944 円
住居手当	借家(家賃12,000円以上) 27,000円を上限に家賃の額に 応じて支給	同		1,855 千円	185,500 円
通勤手当	2,000円～24,500円	同		3,345 千円	76,022 円
管理職手当		異		2,736 千円	273,600 円
休日勤務手当		—		— 千円	— 円
				— 千円	— 円

5 特別職の報酬等の状況（2年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市区町村長	745,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 828,000 円 / 448,000 円
	( 745,000 円 )		
副 市 町 村 長	副市町村長	601,000 円	667,000 円 / 457,000 円
	( 601,000 円 )		
報 酬	議 長	254,000 円	318,000 円 / 186,300 円
	( 254,000 円 )		
	副 議 長	177,000 円	265,000 円 / 129,600 円
	( 177,000 円 )		
議 員	議 員	160,000 円	257,000 円 / 109,000 円
	( 160,000 円 )		
期 末 手 当	市区町村長 副市町村長 収入役	(元年度支給割合) 給料月額に140/100を乗じて 計 3.4 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(元年度支給割合) 給料月額に140/100を乗じて 計 3.4 月分	
退 職 手 当	市区町村長 副市町村長 収入役	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 減額前給料月額×42.5/100×月数 退職時	退職時
	備 考	減額前給料月額×25.4/100×月数	退職時

- (注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

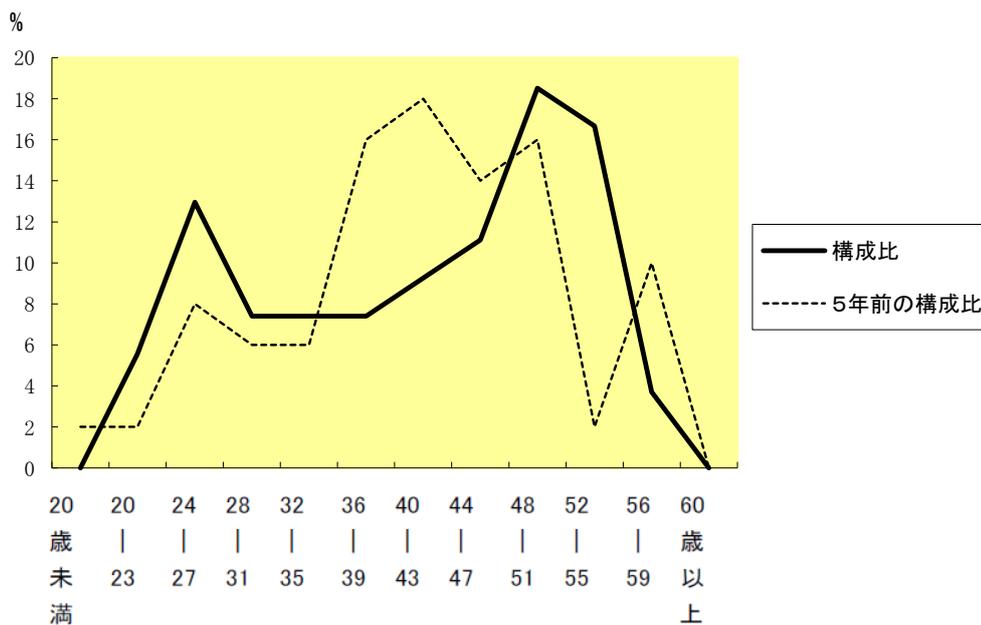
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和2年	令和元年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	—	—	・事務の統廃合による減員 ・農林水産省との人事交流による増員	
		総務	10	9		1
		税務	3	3		0
		民生	16	18		▲ 2
		衛生	7	7		0
		農業一般	4	3		1
	土木	5	6	▲ 1		
	計	45	46	▲ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 144.6 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 193.01 人)	
	教育部門	4	4	0	・中学校用務員の欠員補充	
	消防部門	—	—			
	小 計	49	50	▲ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 157.4 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 227.77 人)	
会計企業等	水道	1	1			
	その他	4	3			
	小 計	5	4			
合 計		54	54	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 173.5 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (2年4月1日現在)

(例)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 ～ 以上	計
職員数	0	3	7	4	4	4	5	6	10	9	2	0	54

### (3)職員数の推移

(単位:人・%)

年 度 部門別	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	過去5年間の増減 数(率)
一般行政	46	46	47	45	46	45	▲1 ( ▲2.2 )
教 育	3	3	3	3	4	4	1 ( 33.3 )
消 防							
普通会計計	49	49	50	48	50	49	0 ( 0.0 )
公営企業等会計計	1	1	1	4	4	5	- ( - )
総合計	50	50	51	52	54	54	4 ( 8.0 )

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数